

# 会 則

# TONOYAMA TENNIS GARDEN

## 第一章 名称及び事務所

- 第1条 当クラブ名は殿山テニスガーデンと称する。  
第2条 事務所は当クラブ内に設置する。  
第3条 住所 〒264-0037 千葉県若葉区源町839-1  
電話 043-287-0101

## 第二章 事業目的及び運営

- 第4条 当クラブの運営は有限会社殿山アスランドが行う。  
第5条 当クラブはテニスを通じ、スポーツマンシップと心身共に健康的な社会性及び会員相互の親睦を目的とする。  
第6条 有限会社殿山アスランドは当クラブ前条の目的に適合する全ての事業を行う。

## 第三章 会員の入会・休会・退会・除名

- 第7条 当クラブの会員は次の通りとする。  
①正会員：20条に定めるクラブ休日、等を除き常時使用出来るものとする。  
②平日会員：土曜、日曜、祝日、20条に定めるクラブ休日、等を除き使用出来るものとする。  
③家族会員：正会員の同居家族で、利用方法は正会員と同じとする。  
④永久会員：入会日より当クラブが会員制事業を停止するまで利用できる。  
⑤短期会員：有効期間は入会日から始まり、定められた期間で終了する。
- 第8条 会員が遠隔地への転勤、海外への居住、療養、その他の理由により長期間に亘って、活動を停止する場合、その旨文書を以って届け出ることにより、休会員として会員の資格を継続する事が出来る。  
①長期間とは別途規定による。  
②休会員が復活する時は、所定の手続きを以って、当クラブに届け出なければならない。  
③休会員は休会期間月会費の1/4を前納しなければならない。
- 第9条 当クラブを退会する場合は、所定の手続きを以って、当クラブに届け出なければならない。
- 第10条 会員が次に該当する場合は、除名することがある。  
①当クラブに対し、3ヶ月以上諸支払を滞納し、正式の請求があっても、完納されない時。  
②当クラブの名誉を毀損したり、又は当クラブの会則及び諸規定に違反した場合。
- 第11条 会員は次に該当する場合はその資格を失う。  
①退会又は死亡した時。  
②除名処分を受けた時。  
③家族会員はその主体である正会員が資格を喪失した時、正会員又は平日会員への変更を必要とする。

## 第四章 ゲスト

- 第12条 会員は別途規定によるゲストを同伴できる。  
ゲスト料金は前納とし、天候その他の事情で中断してもゲスト料金の精算は行わない。また、会員は同伴したゲストに関する一切の責任を負うものとする。

## 第五章 入会金及び保証金・会費・他の使用料

- 第13条 当クラブの会員は、定められた入会金、入会保証金、月会費及びその他諸費用を納めなければならない。  
①入会保証金は5年間据置きとし、以降お申し出により無利息で返還する。  
②第10条により、会員の資格を喪失した場合、入会保証金は返還しない。  
③入会保証金は当クラブに対する一切の行為を担保する。もしクラブに対し、損害を与えた時の賠償および会費その他費用の未納、未払いのある場合、これをもって支払うものとする。  
④月会費は1年を4期とし、1期(3ヶ月)分を前納とする。月途中入会の場合は1~15日までは全額、16~月末までは半額とする。  
短期会員については別途規定による。  
尚、一旦納入された会費は如何なる理由でも返還しない。  
⑤会費の支払は銀行振替を原則とする。
- 第14条 第五章に係わる金額は、諸事情により変更する場合がある。
- 第15条 当クラブが会員制事業を停止する場合、3ヶ月前に通知する。入会保証金は会員制事業完全停止後に、速やかに無利息にて返還する。

## 第六章 会員権

- 第16条 原則として永久会員権は譲渡可能とする。  
第17条 会員権は他の目的に対し、使用できない。  
第18条 会員権は本人以外は使用できない。  
第19条 会員権を譲渡する場合は、別途定める名義変更手数料を当クラブに支払うものとする。

## 第七章 その他の事項

- 第20条 当クラブの定休日は毎週火曜日とする。  
その他休業日は年末、年始、その他クラブの定めた日にも設ける事が出来る。  
尚、当クラブの認める行事等の開催、及びクラブ内修理等、その他止むを得ない事態が発生した場合、一定期間施設の利用を制限できる。
- 第21条 当クラブは会員の当クラブ内及び駐車場での事故、盗難等について一切の責任を負わない。
- 第22条 本会則は社会的、経済的に変動が生じた場合は変更する事ができる。

## 会則付帯事項

1. 施設利用者は来場者名簿に記帳しなければならない。
2. 混み合った場合及びコートコンディション不良の場合の施設利用方法は当クラブの指示に従うこと。
3. 服装及びシューズ等は、会員としてふさわしいものを着用する事。
4. その他掲示板等の指示に従うこと。
5. 本会則に定めない事項、その他クラブ運営上の細則は有限会社殿山アスランドが別にこれを定める。



緑の丘にのびのび7面

# 殿山テニスガーデン

〒264-0037 千葉県若葉区源町839-1

TEL. 043-287-0101 FAX. 043-254-0725

ホームページのアドレス <http://www.tennis0101.co.jp>